

次の書類について送達することが困難なため、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 及び旭川市国民健康保険条例（昭和 34 年旭川市条例第 5 号）第 22 条において準用する旭川市税条例（昭和 43 年旭川市条例第 20 号）第 7 条の規定により公示送達する。

なお、送達すべき書類は本市において保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 6 月 15 日

旭川市長 今 津 寛 介

- 1 書類の通知書番号
別紙のとおり
- 2 書類の保管場所
旭川市市民生活部国民健康保険課
- 3 送達を受けるべき者
別紙のとおり

公 示 送 達 リ ス ト

別紙

通 知 書 番 号	氏 名	賦 課 年 度	対 象 年 度
0064122100	中澤 肇	R8	R7
1193482500	仲田 正己	R8	R7
1199593300	坂東 蓮	R8	R7
1199728500	三浦 弘大	R8	R7
2003622400	伊藤 くるみ	R8	R7